

## 1 - 1 - 32 工事の下請負

- 1 . 受注者は、契約書第 7 条の規定及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）」の定めに基づき、工事を一括して、他人、または建設業を営む者等の第三者（以下「下請負人」という。）に請け負わせてはならない。
- 2 . 受注者は、工事を下請負に付する場合には、契約書第 8 条の規定に基づき、「下請負人契約通知書」（第 7 編 様式 - 7）を発注者に提出しなければならない。また、下請負人（二次以降全ての下請負人を含む。以下同じ。）を変更したときは、その理由を付し同様に提出（変更が生じた日から 10 日以内）しなければならない。ただし、施工体制台帳（様式 - 10 ~ 12）が提出されている下請負人については、「下請負人契約通知書」の提出は不要とする。
- 3 . 受注者は、発注者及び官公署等からの指示事項等を下請負人に周知しなければならない。
- 4 . 受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
  - （ 1 ） 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
  - （ 2 ） 下請負人が、大阪市入札参加有資格者である場合には、入札参加資格停止期間中でないこと。
  - （ 3 ） 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。
  - （ 4 ） 下請負人は、建設業法に違反する者でないこと。
  - （ 5 ） 受注者は、下請負人が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導を行うとともに、建設業法令遵守ガイドライン（国土交通省最近改訂平成 29 年 3 月）に基づき、下請負人と対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図らなければならない。
- 5 . 受注者は、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る。）の社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。）の加入状況を確認し、発注者に報告しなければならない。するとともに、作業員名簿（様式 - 10 の 2）を作成し、発注者に提出しなければならない。また、やむを得ず、社会保険等の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険等に未加入である旨を「社会保険等未加入状況報告書」（第 7 編 様式 - 8）により発注者に報告するとともに未加入である旨を発注者が社会保険担当機関に通報することを周知しなければならない。